

一般不妊治療費と特定不妊治療費があります。
特定不妊治療費の場合は、書類が異なりますのでご注意ください。

岡崎市 一般不妊治療費補助金を申請される方へ

一般不妊治療費補助金交付とは

不妊症の治療のうち、保険外診療の人工授精に関する治療を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

特定不妊治療を受けた方でも一般不妊治療の申請が可能です。

一般不妊治療の補助対象となる治療の範囲（人工授精を行ったことが前提）

- (1) 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及び男性の感染症管理として行う検査（HBS 抗原、HCV 抗体、梅毒、HIV 抗体など）の費用
- (2) 採精（事前採取も含む。）費用
- (3) 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
- (4) 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- (5) 排卵日を特定するための検査費用（エコー検査）
- (6) 排卵誘発のための HCG 注射
- (7) 精子を子宮内に注入するために要する費用
- (8) 人工授精後の感染予防のために服用する抗生剤等



注意点

次の(1)～(3)に該当する治療は除きます。

- (1) 夫婦以外の第三者からの卵子または胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

補助対象者

次の条件すべてに該当する方

- (1) 法律上の夫婦
- (2) 治療開始時の妻の年齢が 43 歳未満の方
平成 28 年 3 月 31 日までに治療開始した方は治療開始時の妻の年齢が 43 歳以上でも、助成期間（2 年間）が終了するまでは対象となります。
- (3) 夫婦またはどちらか一方が岡崎市に住民登録がある方
（岡崎市内在住の期間中に行った治療が対象となります。また転出後の申請はできません）
- (4) 夫婦合算の所得額が **730 万円未満**であること。
4 月・5 月の申請は平成 29 年度（平成 28 年分）
6 月～3 月の申請は平成 30 年度（平成 29 年分）

所得額の算出方法は、
4 ページをご確認ください。

補助額と補助対象期間

自己負担額の2分の1の額で、1年度に4万5千円まで。(千円未満は切り捨て)
診療月から継続する2年間の補助。

ただし、前の住所地(県内のみ)で既に補助を受けている場合は、その補助金額・期間を含みます。
一般不妊治療の補助金の交付を受けた治療にて妊娠され、さらに次の妊娠を希望される方は、補助期間を再び2年間設置できます。

(例1)平成30年3月診療分から2年間補助を受けた方の場合

診療月	平成30年 3月	~	平成31年 2月	平成31年 3月	~	平成32年 2月
補助額	4万5千円			4万5千円		

(例2)平成30年10月診療分から2年間補助を受けた方の場合

診療月	平成30年 10月	~	平成31年 2月	平成31年 3月	~	平成32年 2月	平成32年 3月	~	平成32年 9月
補助額	2万円			4万5千円			2万5千円		

継続する2年間が3年度にわたる場合は【補助額=4万5千円-(1年度目の補助額)】となります。

申請期日

平成30年3月1日から平成31年2月28日までに行った診療分をまとめて

平成31年3月29日(金)までに申請してください。

ただし、下記の場合は、その時点で申請できますので速やかに申請してください。

- ・補助を開始した診察月から継続する2年間に過ぎた場合
- ・人工授精を終了し、それ以後継続する予定のない場合
- ・申請期限前に市外に転出することになり、岡崎市在住期間中の人工授精が終了した場合は市外転出前に申請してください。

申請書類等

申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書

岡崎市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関が証明したもの)

院外処方分を申請する場合も医療機関に申し出て、薬局徴収分として証明を受けてください)

医療機関(薬局含む)発行の「領収書」(原本)とそのコピー

印鑑(認め印で結構です。スタンプ印・ゴム印は不可)

申請者名義の振込先口座番号の分かるもの(振込先は申請者名義の口座に限ります)

個人番号カードまたは通知カード(夫婦2人分)

来所される方(夫婦どちらかに限る)の身元確認書類¹

- ¹身元確認書類
- ・1点で確認できるもの(顔写真つきの官公庁発行物): 運転免許証、パスポート等
 - ・複数で確認するもの: 健康保険証、診察券、国民年金手帳、年金証書 等

その他

夫婦が同一世帯でない場合: 法律上の婚姻関係にあることを証明できる戸籍謄本など続柄の分かる書類

夫婦ともに外国人であり住民票で婚姻関係が確認できない場合: 婚姻証明書若しくは、領事館、大使館、本国等が婚姻を証明する公的な書類

申請と交付の流れ

- (1) 申請書類を岡崎市保健所へ提出
- (2) 交付の可否や補助金額を審査します。審査の結果により、不交付(補助不可)や申請額と補助額が異なる場合があります。
- (3) 決定(交付又は不交付)通知を送付
- (4) 交付決定となった申請者の指定口座へ補助金の振り込み
(申請から結果通知まで、2か月程度かかることがあります。)

その他

確定申告(医療費控除)をする前に、補助金交付申請の手続きを行なってください。

記入見本

様式第 1 号

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書 (一般・特定)

平成 30 年 7 月 3 日

(宛先) 岡 崎 市 長

申請者	(ふりがな) 氏 名 個 人 番 号	生 年 月 日 (年 齢)
夫	(おかざき たろう) 岡崎 太郎 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	昭和 平成 50 年 5 月 5 日 (43 歳)
	住所 岡崎市若宮町 丁目×× コーポ 202	
妻	(おかざき はなこ) 岡崎 花子 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1	昭和 平成 54 年 8 月 14 日 (38 歳)
	住所 <input checked="" type="checkbox"/> 夫に同じ	
電話(日中、連絡のとれる番号をご記入ください)	-	
平成 30 年 1 月 1 日現在の住所地はどちらでしたか。 (夫) 岡崎市・市・海外 (妻) 岡崎市・市・海外		
過去に不妊治療費の補助金を受けたことがありますか <u>ない</u> ・ある(一般・特定) 補助金を受けた自治体は(一般) 岡崎市・市、(特定) 岡崎市・都道府県・市		
領収金額計 金 28,400 円(男性不妊治療分除く) 金 円(男性不妊治療分)	申請額(男性不妊治療分除く) 金 14,000 円 申請額(男性不妊治療分) 金 円 申請額合計 金 14,000 円	
振込先	金融機関の名称 ○○ <u>銀行</u> 信用金庫 本店 農業協同組合 支店 出張所	支店番号 1 1 1
	預金種別 <u>普通当座</u> 口座番号 1 2 3 4 5 6 7	左詰で記入
	(ふりがな) 口座名義人 おかざき はなこ 岡崎 花子	

関係書類を添えて不妊治療費補助金の交付申請兼実績報告をします。
なお、不妊治療費補助金交付に係る別紙(裏面)説明書の事項について全て同意します。

夫 岡崎 太郎 (印)

妻 岡崎 花子 (印)

夫及び妻が自署又は記名押印すること。

所得額の算出方法

以下の方法により算出された夫及び妻それぞれの所得額の合計額が730万円未満の方が対象となります。
計算された所得額がマイナスになる場合は、0円となります。

< 所得額算出表 >		夫の所得	妻の所得
a	合計所得金額 < 市民税・県民税課税証明書 >	円	円
控 除 額	b 児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000円	80,000円
	c 雑損控除額	円	円
	d 医療費控除額	円	円
	e 小規模企業共済等掛金控除額	円	円
	f 障がい者控除 該当者1人につき27万円	円	円
	g 特別障がい者控除 該当者一人につき40万円	円	円
	h 勤労学生控除 該当する場合27万円	円	円
i	控除額合計 上記のbからhまでの合計	円	円
	所得額 上記aから、控除額合計iを引いた額	円	円

課税証明書で所得額を確認されるかたは、市役所東庁舎1階税証明窓口、3階市民税課及び各支所で交付できます。
岡崎市では、税証明交付申請書の使いみち欄の「不妊治療(民間除く)」にチェックを入れて頂くことで、手数料が無料になります。

① + の合計が
730万円未満であれば該当となります。

- ・所得については、上記のように控除など政令で細かく規定されていますので、ご自分での確認はあくまで目安としてください。
- ・申請対象にもかかわらず、対象でないと勘違いして申請しなかった場合でも、さかのぼっての申請はできません。

a 合計所得金額	源泉徴収票の場合：「給与所得控除後の額」欄
	確定申告書の控えの場合：「所得金額の合計」欄
	所得証明書の場合：「平成 年分の所得金額」欄
c 雑費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族で、前年の総所得金額が38万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合や、本人がやむを得ない支出をした場合の控除
d 医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、支払った医療費がある場合の控除
e 小規模企業共済等掛金控除	本人が小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く)、または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障がい者扶養共済の掛金を支払った場合の控除
f 障がい者控除	該当年の12月31日現在で本人または控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合の控除
g 特別障がい者控除	障がい者のうち、心身障がい者手帳1・2級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など
h 勤労学生控除	本人が学生または生徒で、前年の合計所得金額が65万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合の控除

問合せ先 申請手続きなど、わからないことがありましたらご相談ください。

岡崎市保健所 健康増進課 母子保健2係 電話 0564-23-6180 FAX 0564-23-5071